

## お知らせのページ

### 保育所への入所はこんなに

申請受付は1月17日から

来春4月から、お子さんを保育所へ入所させたい人は、次の日程によって、午前9時30分から午後4時（南部、明見は正午）まで、各保育所で面接し申請をうけつけます。大篠保育所および吾岡保育所への希望者は大篠公民館で、後免保育所は後免町公民館でうけつけます。

入所できるお子さんは、原則として2歳児から5歳児で、お母さんが昼間、家事以外の仕事をしたり、病気で休んでいたり、お母さんがいない家庭などで、家でお母さんにかわってお子さんをみる人がいる家庭に限られています。

#### 受付の日程

- 1月  
17日（月）東部保育所

### 入所を申請するときの注意

- 「入所希望の理由」は、保育に欠ける理由をはっきり具体的にご記入ください。家庭で保育できない程度や保育所の定員などによって入所できないことがあります。
- 「官公庁、会社、団体など」に勤務する給与所得者は、昭和51年分の源泉徴収票を必ず添付してください。
- 昭和51年1月1日以前から南国市に住んでいる人は、51年度県・市民税、固定資産税の納税告知書または領収書を提示してください。
- 園芸物詰め子や日雇労務、手袋、洋裁などの下請（内職）をしていて、所得税の源泉徴収をされていない人は、就労証明書（常勤の方）就労証明（日給・パート・内職の方）を事業主か雇用主の証明をもらってください。（源泉徴収票のある人は必要ありません。）

福祉事務所保育管理係

### 親の過保護に問題も

申請受付は1月17日から

18日（火）岡豊保育所  
19日（水）稻生保育所  
20日（木）後免町公民館  
21日（金）あけぼの保育所  
24日（月）里保育所  
25日（火）前浜・岩保育所  
26日（水）大篠公民館  
27日（木）国府保育所  
浜改田保育所  
28日（金）南部・明見保育所  
31日（月）久礼田保育所

#### ■ 2月

1日（火）十市保育所  
2日（水）西部保育所  
3日（木）市役所福祉事務所  
4日（金）市役所福祉事務所

申請書や入所手続きは各保育所が福祉事務所保育管理係にあります。

電線の近くでたこあげはやめよう

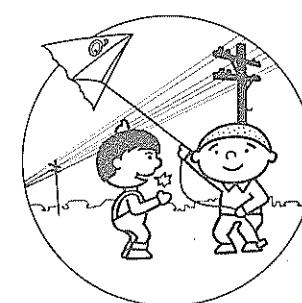
電線のそばでのたこあげは危険です。  
もし、電線にたこがかかるても、電柱にのぼったり、さおでとつたりしてはいけません。感電の危険があります。  
○たこが電線にかかったときは、自分でとらないで、すぐ四国電力

電線のそばでのたこあげは危険です。

○電線のそばで、たこあげをしている友だちがいたら「危険だからやめよう」と、注意してあげましょう。

お母さん——お子さんの安全のため、電線の近くでたこあげをしないようご指導ください。

四国電力



市青少年育成討論協議会がさる十一月三十日に市社会福祉センターで開かれました。

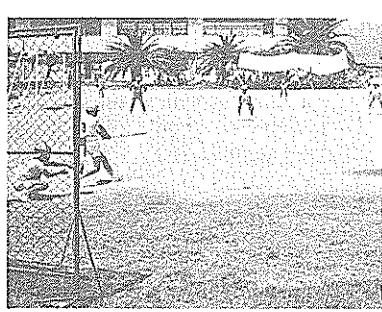
同協議会は、青少年対策推進土佐長岡支部と市青少年対策推進本部の主催したもので、青少年の健全育成はどうあるべきかをテーマに、市内の小・中・高校教諭や警察、子供会、民児児童委員など関係者がそれぞれの分野での健全育成はどうあるべきかを問題点を出し合い、研究討議し、青少年の健全育成と非行化防止対策の実践活動の推進に役立たせる目的で行われているものです。

当日は関係者約六十人が出席し、  
①今後の青少年の育成はどうあるべきか——②青少年育成市民運動の推進体制の強化と地域浸透を

## お知らせのページ

### 親の過保護に問題も

#### 市青少年育成討論協議会



図るには——③青少年の社会参加と連帯意識の高揚をばかり、青少年グループの活動を啓発するには——④青少年をとりまく社会環境の浄化と非行防止をするには——などのテーマのもと

に、山岡隆子さん（くすのき子供会指導者）、鷲田道代さん（南国

会指導者）、公文護さん（後免野小学校PTA会長）の三人

がそれぞれの立場から問題提起を行い、岩村南国農長、門田教育長、笠原子供会連合会長らが助言者となつて討論が進められました。

とくに、喫煙や自転車、バイクモーターの盗犯や、学力の問題を中心とした意見發表が続出し、基礎体力の低下、落ちこぼれ児童の問題がその事例とともに大きく取り上げられ、子供会指導者からは、塾と子供会、親の理解や中・高校に遊びのリーダークラブをつくるなどリーダーの育成やボランティアに対する懇意措置などが強調さ

れて、親の過保護に問題も、根本的には教育にあるなど、助言もあつて、活発に意見交換が行われました。

## 選挙

### 申告してください

#### 農業委員選挙人名簿

いま農業委員は来年十一月で任期が満了し、選挙が行われます。

ところで、農業委員選挙人名簿は、昭和五十一年一月一日現在で調整された名簿が用いられます。

名簿は、耕地面積十坪（二反）以上、年間六十日以上耕作に從事する満二十歳以上の人が、世帯申告しないと名簿に登載されず、選挙することができなくなります。

そのようなことのないよう一月十日までに忘れずに農業委員会へ申告書を提出してください。

#### 選挙管理委員会

市役所は12月28日（火）がご用納めです。1月4日（火）から仕事をはじめます。

#### 《市民課》

戸籍謄本、抄本、印鑑証明などは、年末年始の休み中は取りあつかいませんので、28日午前中までに取りそろえてください。転入、転出についても取りあつかいません。なお、出生届と死亡届については休み中も宿直室で取りあつかっています。

また、12月は国保税4期分の納付月です。25日までに納めてください。

#### 《税務課》

12月は固定資産税3期分の納付月です。12月25日までに納めてください。

#### 《公害環境課》

正月3日間は、ゴミ収集、不燃物の収集を休みます。なお、不燃物の収集予定を次のように変更します。

## 選挙

いま農業委員は来年十一月で任期が満了し、選挙が行われます。

主の申告によつて作成されます。申告しないと名簿に登載されず、選挙することができなくなります。

ところで、農業委員選挙人名簿は、昭和五十一年一月一日現在で調整された名簿が用いられます。名簿は、耕地面積十坪（二反）以上、年間六十日以上耕作に從事する満二十歳以上の人が、世帯申告しないと名簿に登載されず、選挙することができなくなります。

そのようなことのないよう一月十日までに忘れずに農業委員会へ申告書を提出してください。

名簿は、耕地面積十坪（二反）以上、年間六十日以上耕作に從事する満二十歳以上の人が、世帯申告しないと名簿に登載されず、選挙することができなくなります。

そのようなことのないよう一月十日までに忘れずに農業委員会へ申告書